

# 令和3年第5回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

令和3年5月25日（火） 13時31分開会  
14時02分開会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高校事務長	出島 雅彦

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
  - ・ 日程第1 報告第9号 指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱の一部改正について
  - ・ 日程第2 議案第13号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第3号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について
  - ・ 日程第3 議案第14号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

・日程第4 議案第15号 指宿市文化財保護審議会への諮問について

(7) その他

(8) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和3年第5回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第4回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1 項目目でございます。

4月28日、山川小学校のスクールバス通学下校時の様子を視察してまいりました。児童たちは、乗るバスを各自で確認した後、バスの前で運転手の方々からチェックをしていただき、手指の消毒をしてから、楽しそうにバスに乗り込んでおりました。

2 項目目でございます。

同じく28日に、指宿市宮陸上競技場におきまして、東京オリンピック聖火リレーセレブレーションがございました。そこに参加してまいりましたが、指宿を代表するフラダンスを約120名の方々に踊っていただきました。また、130名の小・中・高校生とスポーツ推進員の方々にダンスを踊っていただき、盛り上げていただきました。トーチを持って走る姿に、とても感動いたしましたところでございます。

3項目目でございます。

4月29日、いぶすきフットボールパークオープニングセレモニーがございました。あいにくの天候となってしまいましたけれども、プロのアナウンサーとJリーガーの実況の中で、小・中・高校生同士の対戦が繰り広げられました。みんなのサッカー場としての記念すべき誕生でございました。

4項目目でございます。

4月30日、地域と学校の連携協働推進本部会議がございました。社会教育関係団体の長の方々に、地域と学校の連携について、それぞれの立場からご意見をいただいたところでございます。

5項目目でございます。

5月6日、令和3年度第1回指宿市教頭研修会がございました。私の講話の中では、子に応じた言葉がけや指導をお願いし、学校というチームが同じベクトルに向き合って、目標を達成していただきたいということをお願いしたところでございます。

6項目目を飛ばしまして、7項目目でございます。

5月10日に、校区公民館長辞令交付式がございました。市内12校区の公民館長の皆様方に、辞令をお渡ししました。私の挨拶の中では、校区公民館は生涯学習の場であり、人と人を繋ぐ場でもあります。そして、地域の皆さんの拠点の場でもありますということで、館長さんの方々に日頃の劳いの言葉をおかけしながら、お話をしたところございました。

戻りまして、6項目目は校長面談。8項目目は、教育委員会職員の面談。9項目目は、教頭面談。10項目目は、指導主事の面談を行いました。その中で、令和3年度のそれぞれの立場から、目標や課題解決に向けた考え、個人の健康状態をお聞きしながら、私からの助言をさせていただきます。

以上で、教育長報告を終わります。

## 6 議事

### (吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第9号、指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (鶴窪部長)

日程第1、報告第9号、指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の本要綱の一部改正は、本補助事業において補助対象としておりました「食糧費」と「備品購入費」について、本補助事業の性質上、相応しくないものと判断し、補助対象外としたものであります。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

第6条中「認められる経費とし」の次に「食糧費、備品購入費」を加え、補助の対象としないものに加えたものであります。

なお、附則において、改正後の要綱は令和3年5月1日から施行することとしたものであります。

以上で説明を終わります。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第9号は終了いたします。

#### (吉元教育長)

次に、日程第2、議案第13号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

#### (鶴窪部長)

日程第2、議案第13号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会所管分)に関して、市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊の2ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億8,708万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273億5,287万2千円とするものであります。

9ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款9教育費は、1,079万8千円を増額し、歳出の総額を29億6,763万3千円にするものであります。

歳入からご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目1総務費国庫補助金 節1総務管理費補助金459万7千円のうち、教育委員会所管分は239万7千円で、今和泉校区公民館講堂の空調機修繕料に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しようとするものであります。

目7教育費国庫補助金 節3社会教育費補助金190万円は、指宿市文化財保存活用地域計画策定に係る文化庁の文化芸術振興費補助金であります。

歴史文化課では、令和3年度から令和5年度までの3か年で、指宿市文化財保存活用地域計画の策定を行います。指宿市文化財保存活用地域計画とは、未指定の文化財も含めた地域の文化財の総合的・一体的な保存活用計画を定め、住民、民間団体、庁内の関係部局など地域総がかりで文化財を守り、活かし、継承する体制の構築を図り、市内にある文化財の存続につなげていくための計画であります。

今回、文化庁より、当該計画策定の補助事業採択の内示を受けたことから、計画策定に関する事業費の補正を行うものであります。

次に、歳出をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。

今回の補正で増額した事業の概要について、所管課毎にお示ししてあります。学校教育課の小学校教育推進事業費70万4千円の補正は、小学3・4年生で使用する社会科副読本「わたしたちの指宿市」の編集に係る費用弁償、印刷製本費であります。

社会教育課の公民館施設管理費239万7千円の補正は、今和泉校区公民館の講堂の空調機が故障し、校区公民館事業が円滑に実施できなくなる事態の回避及び熱中症等の発生を未然に防止するため、現在の空調機を取り替えるものであります。

歴史文化課の文化財保存活用地域計画事業費280万円の補正は、歳入で説明した指宿市文化財保存活用地域計画策定に係る費用であります。

指宿商業高等学校の学校管理費489万7千円の補正は、指宿商業高校において、今年度、障害のある生徒が入学したことから、校舎内における移動の際の安全等を確保するため、階段及びトイレに手すりを設置するものであります。

なお、ただいまご説明申し上げました教育委員会所管分の増額補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

次に5ページをご覧ください。

債務負担行為の補正について、ご説明申し上げます。現在建設中の新指宿市民会館の家具、舞台関係、ピアノ、照明等の備品購入を行うため、期間を令和4年度まで、限度額を4,527万3千円として、債務負担行為を設定するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(七夕職務代理者)**

資料 10 ページの目 7 についてです。未指定の文化財も含むという説明がございましたが、現在、どのような未指定文化財があるのか教えていただければと思います。

**(中摩参与兼歴史文化課長)**

この文化財保存活用地域計画につきましては、未指定の文化財について、市内の悉皆調査を実施する計画でございます。これまでも例えば、指宿市史や山川町史、開聞町郷土誌にも未指定文化財として、石碑や慰霊塔が記されておりますが、それ以外にも、おそらく各地には、刊行された本に記載をされていない未指定文化財、いわゆる地域で大切にされているような文化財もあるかと考えております。それを知るために、この計画事業費の中で業務委託をしまして、指宿市内の全集落について、どのような文化財が残されているのか調査をする計画でいるところでございます。

**(吉元教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第 2，議案第 13 号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第 2，議案第 13 号は、提案のとおり同意することといたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第 3，議案第 14 号、指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(鶴窪部長)**

日程第 3，議案第 14 号、指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の 6 ページをご覧ください。

指宿市学校給食センター条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、指宿市学校給食センター運営委員会委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 17 号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市学校給食センター条例施行規則第3条第1項において、「運営委員は、20人以内とし、小学校長及び中学校長代表、学校職員の給食担当者代表、小学校PTA及び中学校PTA代表、そのほか教育委員会が必要と認める者」となっております。

今年度の委員の内訳としましては、小学校長代表3名、中学校長代表2名、学校職員の給食担当者代表5名、小学校PTA代表2名、中学校PTA代表2名、そのほか教育委員会が必要と認める者3名の計17名の方をお願いしたいと考えております。

なお、任期は令和3年6月1日から令和4年5月31日までの1年間であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第14号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第3、議案第14号は、提案のとおり同意することといたします。

**(吉元教育長)**

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

他に何かございませんでしょうか。

**(七夕職務代理者)**

動議の提出をお願いいたします。

**(吉元教育長)**

ただ今、七夕職務代理者から指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第1項の規定に基づき、動議が提出されましたので、動議の説明をお願いします。

**(七夕職務代理者)**

提出いたしました動議についてご説明を申し上げます。

指宿市開聞仙田に水無池という水の張っていない池があります。今、この池に工事用廃土処分場の予定があり、向こう20年間にわたり、公共工事で発生した土砂によって埋め立てる計画になっています。

水無池は、開聞町郷土誌の天然記念物の項に紹介され、昔水をたたえていたと言われ、1443年（嘉吉3年）6月、開聞山普門寺瑞応院の小僧千寿丸が溺れ死んだ際、快財和尚が祭りをを行い、池の水が一夜のうちに鏡池に移り、この場所は水無池と呼ばれるようになったと書かれています。なお、現地には1490年に建立された供養塔の石碑も現存しています。

また、それだけではなく、水無池は開聞町郷土誌の自然環境の項にも、開聞地域を代表する火山地形として、マールという水蒸気爆発又はマグマ水蒸気爆発によって形成された、円形の火口として紹介されています。このように、水無池は地域の伝承が残る場所であり、開聞地域を代表する火山地形でありますので、歴史的な価値は極めて高いのではないかと考えております。しかしながら、今回の事業計画は、そのような池を埋め立てようとするものです。

このため、水無池が市にとって、どのような歴史的及び学術上の価値をもつのか、指宿市文化財保護審議会条例第2条の規定により、指宿市文化財保護審議会に調査していただきたいので、指宿市文化財保護審議会へ諮問することについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第14号により議決を求めるものであります。

#### **(吉元教育長)**

ただ今、水無池に関する指宿市文化財保護審議会への諮問についての動議について、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2項の規定に基づき、令和3年第5回教育委員会定例会において議題として取り扱ってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

#### **(吉元教育長)**

七夕職務代理者から提出されました動議については、議題とすることとし、日程第4、議案第15号として審議することに決定いたしました。

それでは、ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### **(別府委員)**

この水無池の場所と、工事等を含めた概要について、事務局から説明していただけないでしょうか。

#### **(中摩参与兼歴史文化課長)**

水無池につきましては、鏡池と枚聞神社の間ぐらいに位置しております。鏡池、水無池ともに、約5,500年前に池田湖が噴火をした際、次々と噴火をした火山の噴火口となっております。

現在は名前のお通り、水が溜まっておりませんので、大きな窪地となっております。そちらのほうに土砂が搬入される計画であると聞いております。

#### **(福富委員)**

その業者というのは、指宿市の業者なのですか。それとも、他の市ですか。



**(七夕職務代理者)**

それにつきましては、今のところお答えできません。

**(別府委員)**

指宿は変化にとんだ地形で、風光明媚であったり、温泉があつたりと、火山の歴史が背景にあります。そういった意味では、水無池のようなものは火山の歴史、指宿の歴史そのものにもなるのかなとも思いますので、こういった調査については、十分に調査をしていただいて、歴史的な価値というのをきちんと検証していただきたいと思います。

**(吉元教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第15号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第4，議案第15号は、提案のとおり可決することいたします。

**7 その他**

**(吉元教育長)**

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(なしの声)

**8 閉会**

**(吉元教育長)**

以上で、令和3年第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。